

平成30年6月市議会 教育厚生委員会資料

第64号議案 長崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 主な改正内容	1～3
2 長崎市国民健康保険税条例新旧対照表	4～6

市民健康部
平成30年6月



1 主な改正内容

(1) 国民健康保険税の減免規定の整備について

ア 刑事施設等に收容された被保険者に係る保険税の減免

(ア) 改正内容

長崎市においてはこれまで、国民健康保険法第 59 条の規定により刑事施設等に收容された者（以下「被收容者」という。）は保険給付の制限が行われることから、その收容期間中は保険税の徴収を行うべきではないと解されるため、被收容者の資格を喪失させることで保険税が発生しないようにしてきた。

しかし、被收容者の收容期間中の資格を喪失させるよりも、資格を継続させ、保険税は賦課した後に免除する方が法令の解釈上、妥当と判断されることから、被收容者の收容期間中は資格を継続させ、保険税は賦課して免除することとし、条例第 29 条に定める減免の対象者に被收容者を加えることとする。

(被收容者の收容期間中の取扱い)

	旧	新
資格	喪失（被保険者とししない）	継続（被保険者とする）
保険税	賦課しない	賦課して免除する

(イ) 施行日 公布の日

イ その他所要の整備

(ア) 改正内容

保険税減免の対象者に係る規定について、地方税法及び長崎市税条例との整合を図るため、当該規定と同一の規定とする。

(条例第 29 条（減免）第 1 項第 1 号)

改正前	貧困により保険税の納付が困難である者
改正後	貧困により生活のため公私の扶助を受ける者

(イ) 施行日 公布の日

(2) 特例対象被保険者等に係る保険税軽減申告時の証明書類提示の省略について

ア 改正内容

現在、特例対象被保険者（非自発的失業者）等が保険税軽減を受けるために申告する場合は、雇用保険受給資格者証等証明書類の提示を求めている。

平成30年7月から雇用保険受給資格者証が発行されるすべてのケースにおいて、マイナンバー制度の情報連携ができるようになるため、情報照会により本人の申告内容が齟齬なく確認できる場合には証明書類の提示を省略し、システムのタイムラグなどにより本人の申告内容が確認できないような場合にのみ提示を求めることとする。（条例第28条の3第2項）

イ 施行日 平成30年7月1日

※特例対象被保険者等の軽減制度

解雇や倒産など非自発的な事由で離職した方が国民健康保険に加入した場合に、在職中と同程度の負担で医療保険に加入できるようにした制度。

離職時から翌年度末まで、失業者本人の前年の給与所得を30/100とみなして保険税を計算することで、保険税が軽減される。

【参考法令】

国民健康保険法

第五十九条 被保険者又は被保険者であつた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給（以下この節において「療養の給付等」という。）は、行わない。

- 一 少年院その他これに準ずる施設に收容されたとき。
- 二 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

地方税法

（水利地益税等の減免）

第七百七十七条 地方団体の長は、天災その他特別の事情がある場合において水利地益税等の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該水利地益税等を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。

長崎市税条例

（市民税の減免）

第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、特に必要があると認める者に対しては、市民税を減免する。

(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者

(2)～(4) (略)

2～3 (略)

2 長崎市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>○長崎市国民健康保険税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和33年10月1日 条例第23号</p> <p>第1条～第28条の2 (略)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第28条の3 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類を提示しなければならない。</p> <p>(減免)</p> <p>第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、特に必要があると認める者に対しては、保険税を減免することができる。</p> <p>(1) 貧困により<u>保険税の納付が困難である者</u></p> <p>(2) 天災その他の災害により、保険税の納付が困難である者</p> <p>(3) 次のいずれにも該当する者(国民健康保険の被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した日の前日におい</p>	<p>○長崎市国民健康保険税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和33年10月1日 条例第23号</p> <p>第1条～第28条の2 (略)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第28条の3 同左</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類の提示を求められた場合には、<u>これらを提示しなければならない。</u></p> <p>(減免)</p> <p>第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、特に必要があると認める者に対しては、保険税を減免することができる。</p> <p>(1) 貧困により<u>生活のため公私の扶助を受ける者</u></p> <p>(2)～(3) 同左</p>

て、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であつた者

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

(4) その他特別の事情がある者

2 前項の規定によって保険税の減免を受けようとする者(前項第3号に該当する者を除く。)は、普通徴収の方法により保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 年度、納期限又は保険税の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月及び税額

(4) 国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当する者

(5) その他特別の事情がある者

2 前項の規定によって保険税の減免を受けようとする者(前項第3号及び第4号に該当する者を除く。)は、普通徴収の方法により保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)～(2) 同左

(2) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定によって、保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

第30条及び第31条 (略)

3 同左

第30条及び第31条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第28条の3第2項の改正規定は、平成30年7月1日から施行する。